

青森県報

第二千八百二十一号

平成十九年
八月二十日
(月曜日)

目次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更.....	(税 務 課)
遊漁規則の変更認可.....	(水産振興課)
右 同.....	(同)
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....	(同)
公 告	
採石業務管理者試験の施行.....	(河川砂防課)
建設業者の許可の取消し.....	(中 南 地 域 局)
右 同.....	(同)
右 同.....	(三 八 地 域 局)
右 同.....	(同)

告 示

青森県告示第六百九号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十九年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代 表 者 の 氏 名	主たる事務所又は事業所の所在地	変 更 年 月 日
変更前	株式会社角弘	山 岸 昌 平	青森市新町二丁目五の	平成
変更後		小 田 桐 健 藏	一	六・六・二〇

青森県告示第六百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十九年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の住所及び名称

弘前市大字外崎二丁目一番地一七 岩木川漁業協同組合

二 認可年月日 平成十九年八月二日

三 漁業権の免許番号 内共第十四号

四 変更の内容

第四条の表のこい漁業、ふな漁業、うぐい漁業の竿釣について、期間の「四月一日から十二月三十一日まで」を「一月一日から十二月三十一日まで」に、かじか漁業の竿釣及びたも網について、期間の「四月一日から九月三十日まで」を「一月一日から十二月三十一日まで」に、かわやつめ漁業のたも網及びかぎかけについて、期間の「四月一日から十二月三十一日まで」を「十月一日から五月三十一日まで」に改める。

第七条二項の遊漁料の納付場所「弘前市小沢字山崎一四八番地三」を「弘前市大字外崎二丁目一番地一七」に改める。

五 施行の日 平成十九年八月二日

青森県告示第六百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十九年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業者の住所及び名称

十和田市大字奥瀬字堰道一六番地一 田代内水面漁業協同組合

二 認可年月日 平成十九年八月二日

三 漁業権の免許番号 内共第二十五号

四 変更の内容

第五条二項の遊漁料の納付場所「十和田市大字三本木字矢神六四番地三」を「十和田市大字奥瀬字堰道一六番地一」に改める。

五 施行の日 平成十九年八月二日

青森県告示第六百十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五十二条の二第四項の規定により公示する。

平成十九年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
下北郡東通村大字尻屋字村中一 金子光男	尻屋区域	十トン未満の漁船により行う漁業及びさう・ます定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業
下北郡東通村大字尻屋字村中二九 南谷雅人	岩屋区域	小型定置漁業
下北郡東通村大字岩屋字往来一四六の一 相馬藤次郎		
下北郡東通村大字岩屋字往来一二五 相馬善意		

下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎二 齊藤栄蔵	石持区域	小型定置漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平一八 杉本武美		

公 告

採石業務管理者試験の施行

平成十九年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成十九年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十九年十月十二日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」六階 会議室 「八甲田」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令を含む。）

2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

三 受験願書の受付期間

平成十九年九月三日（月）から同月二十一日（金）まで（郵送の場合は、同月二十一日付けの消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

六 受験手数料

八千円(青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。)

七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課で配布する。

(郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。)

受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社東日本不動産

二 代表者の氏名 秋元 浩

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字南大町二丁目一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一六一〇四号

五 取消年月日 平成十九年七月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実
平成十八年四月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 プラスタークドウ

二 氏名 工藤 義昭

三 主たる営業所の所在地 黒石市桜木町四四の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第二〇〇一一五号

五 取消年月日 平成十九年七月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社笹山鉄工建設

二 代表者の氏名 笹山 秀男

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字横沢山一の一九三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四六八七号

五 取消年月日 平成十九年七月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

七 平成十九年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭